

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和7年山形県教育委員会3月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、工藤委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「令和7年度山形県公立高等学校入学者の概要について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 「令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、御説明申し上げます。

報告1-1を御覧ください。

初めに、「1 全体の状況」については、上から全日制、定時制、全日制と定時制の総計となっております。全日制については、入学定員6,560名に対し、入学志願者等の数が5,457名、合格者等の数が5,094名で、最終倍率は0.82倍となりました。前年に比べ、受検者は127名、合格者の数は2名の増となっております。

定時制については、入学定員280名に対し、入学志願者等の数が139名、合格者の数が134名で、最終倍率は0.49倍となりました。合格者等の数は前年に比べ18名の減となっております。

全日制と定時制の総計では、入学定員6,840名に対し、入学志願者等の数が5,596名、合格者等の数が5,228名で、最終倍率は0.81倍となりました。前年に比べ、受検者は109名、合格者等の数は16名の減となっております。

続きまして「2 定員充足率の状況」については、全日制は77.7パーセント、定時制は47.9パーセント、全日制と定時制を合わせると76.4

パーセントとなりました。

「3 課程・学科別の状況」及び「4 各学校・学科の状況」については、報告1-3の「学科別受検者数・合格者数」及び報告1-4の「受検者数・合格者数」となりますのでこちらを御覧ください。

続きまして報告1-2「追検査」について申し上げます。「5 追検査について」は、インフルエンザ等の感染症の罹患や、受検者本人の交通事故など真にやむを得ない理由により、本検査の受検ができず、追検査の受検を希望した者を対象者として実施しております。

令和7年度の入学者選抜においては10校22名が追検査の対象者となりました。この中には、3月7日の朝、交通事故の影響で国道113号線が通行止めとなり、検査会場に行くことができなかつた小国町の志願者16名も含まれております。

続きまして、資料にはありませんが、3月17日、米沢市の教育委員会が記者発表を行い、報道されております米沢市立中学校における県立高校一般入学者選抜における指導の誤り事案について御報告いたします。

事案の内容としては、当該校の担当教員の誤った認識による指導により、本来国立諸学校を志望していた生徒が県立高校も併願で受検できたにもかかわらず、出願期間内に出願ができなかつたこととなります。

この件については、中学生の保護者の訴えにより発覚し、3月3日に置賜教育事務所を通じて、高校教育課に第一報が入りました。出願期間である2月17日から2月21日の期間を大幅に超過した状況にありましたが、3月7日に米沢市教育長が県教育長を直接訪れ、経過の報告説明とともに、当該生徒を追検査の対象とすることについて要請を受けたところです。この要請を受け、県教育委員会では、本件については中学校側に指導上の瑕疵があり、当該中学生及び保護者には一切非がないこと、当該生徒の受検先については、当初から志望していた学校であることを踏まえ、当該生徒の将来のため救済措置を講じるべきものと判断し、当該生徒については、3月12日の追検査を受検する特例措置を取ったものであります。

県教育委員会としては今回のような事態により、中学生の進路選択の幅が狭まることのないよう、入学者選抜の制度等についても、今後も引き続き中学校等へ丁寧に説明し、周知に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第1号「山形県博物館登録審査基準等の一部を改正する規程の制定について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

このたびお諮り申し上げるのが「山形県博物館登録審査基準」及び「山形県博物館に相当する施設指定審査基準」の一部改正となります。

この審査基準については、令和4年博物館法の一部改正に伴い、都道府県教育委員会が定めることとされている博物館の登録に関し必要な事項を規定しているものです。

提案理由としては、本県において、デジタル化を推進し県民一人ひとりがデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにするため、デジタル化の妨げとなるアナログ的な手法を前提とした規制の見直しが重要であることから、規制の点検、見直しを全庁的に推進しているところ、このたび、県行財政改革推進本部において見直し内容が確定したことから、対象となる改正を行うものです。

詳細は議1-2に記載の新旧対照表のとおりであり、研修手法にインターネットを利用した研修を含むことを明記する内容となります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上、よろしく願いいたします。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次に、議第2号「教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長>

「教育機関の組織及び運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議2-5を御覧ください。

提案理由としては、前の議案同様、行政手続等のデジタル化に向けたアナログ的な手法を前提とする規制の見直しに伴う規定の整備です。令和5年6月にデジタル規制改革推進一括法が成立しており、その中で書面提示やフロッピーディスク等の記録媒体に係る規制の撤廃が謳われております。それを受けて全庁的な見直しが行われており、一定の基準が出たことに伴う改正となります。

概要については「2 改正内容」を御覧ください。今回の改正は3件の規制が対象となっており、これらの規制の改正後の規定内容は、いずれも既に運用では実施済みのものです。ただ、県行財政改革推進本部における見直し内容に伴い、実態に合わせて改めて明確化するために改正を行うものになります。

「(1)教育機関の組織及び運営に関する規則」については、県立図書

館における休館日や利用方法等の案内について現行の現地での掲示に加え、ホームページにて掲載することを規定します。

「(2)山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」については、保存又は作成を義務付けている書面に代えて、電磁的記録により保存又は作成を行うことができるとする規定内容を、現行では「電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができるもの」とするところ、「電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体」とします。磁気ディスクというのは、フロッピーディスクやハードディスクであり、現在あまり使われていない記録媒体について字句修正し、広く電磁的記録媒体とするものです。

「(3)山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」については、行政手続等において書面等の申請又は作成に代えて、電磁的記録により申請又は作成を行うことができるとする規定の内容を、現行では「電子計算機からの送信（作成の場合は電子計算機に備えたファイルを記録）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）」とするところ、「電子計算機からの送信（作成の場合は電子計算機に備えられたファイルへの記録）又は電磁的記録媒体」とします。先ほどと同様、フロッピーディスクを具体例として挙げていたものを、広く電磁的記録媒体とするものです。

施行期日は令和7年4月1日となります。

以上、よろしく願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第3号「山形県教育職員免許状再授与審査会規則の設定について」及び「議第4号教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連する議案となりますので、教職員課長より一括して説明願います。

<教 職 員 課 長> 議第3号及び議第4号を御覧ください。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行され、児童生徒性暴力等により、教員免許状が失効した教員に対する免許状再授与の要件が厳正化されました。法施行後に免許状を失効した者が再授与を希望する場合には、都道府県教育委員会が設置する教育職員免

許状再授与審査会の意見を聞かなければならないとされており、児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が認められる場合に限り免許状を再授与できることとされております。

議第3号は全都道府県が設置を義務付けられることとなった教育職員免許状再授与審査会の設置に関して、組織及び運営に必要な事項を定めるものです。

また、議第4号は、免許状の再授与を希望する者が提出すべき書類を定めております。

免許状は失効期間が3年となっており、令和4年4月1日以降に失効したものが審査の対象となることから、山形県教育職員免許状再授与審査会が開かれるのは令和7年4月1日以降となります。よって、施行期日は令和7年4月1日としております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> この規則は全国的に同じ時期に施行されるものなのでしょうか。

<教 職 員 課 長> 3年の失効期間となりますので一斉となります。

<教 育 長> そのような事件を起こして再授与された方は、そのような経過がある方ということはわかるようになっているのですか。

<教 職 員 課 長> 免許状に失効事由が載っているため、そのような経過がある方ということがわかるようになっております。

<教 育 長> ほかになければ、議第3号及び第4号については、いずれも原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、いずれも原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第5号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議第5号について御説明申し上げます。

議5-1を御覧ください。

議第5号については、県議会2月定例会において追加提案されました令和6年度山形県一般会計補正予算第7号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、3月5日付けで山形県知事から意見を求められましたが、緊急を要したため、教育委員会の権限に

属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、専決処理したことについて承認を求めるものです。

内容については議5-2「繰越明許費の設定について」を御覧ください。この度の教育局における補正予算については、繰越明許費の追加のみとなります。

「県立高等学校各種営繕工事事業」については、今年度雨漏りが確認されたことにより、急遽対応を進めております山形南高等学校及び鶴岡工業高等学校の屋上防水改修工事において、着工時には確認できなかった電気配線や天井ボードへの漏水が確認されたことで、改修範囲の見直しや追加が必要となり、工事が年度内に完了しない見込みとなったことから、令和7年度に繰り越すものです。

「県立高等学校校舎整備等事業」については、致道館高等学校の外壁改修工事において、令和3年度の設計時に確認した外壁の状態よりも劣化が進行しており、また、昨年7月と9月の大雨を経て、改修工事範囲から新たな漏水も認められるなど、改修内容の変更や改修範囲の追加が必要となりました。その結果、工事が年度内に完了しない見込みとなったことから、令和7年度に繰り越すものです。

「県立特別支援学校各種営繕工事事業」については、ゆきわり養護学校の屋上防水改修工事において、工事開始後に工事に伴い発生する音に対し敏感な反応を見せる児童もいることから、授業を行う午前中は工事を実施しないよう学校から要望が寄せられ、工事実施時間帯を制限することとなり、工事が年度内に完了しない見込みとなったことから令和7年度に繰り越すものです。

「県立特別支援学校校舎整備等事業」については、上山高等養護学校・山形盲学校の改築整備に係る設計業務委託において、設計業務完了間近に教員や保護者から長期にわたる工事期間中の仮囲いの範囲や方法などの安全対策に関する要望や、学校敷地に接する市道の道路管理者である上山市から工事車両出入口の位置や構造に関する指導など、関係者からの見直し要請が複数寄せられたことから、調整や再検討が必要となり、委託業務が年度内に完了しない見込みとなったため令和7年度に繰り越すものです。

「学校施設災害復旧事業」については、置賜農業高等学校敷地内で令和4年度末に発生した地すべりに係る復旧事業において、地すべりが継続する中での調査設計となり、対策工法の決定に時間を要したほか、当該地すべり地域内で被災した川西町の水道管や管理用道路の復旧に係る調整に不足の時間を要しました。さらに、災害査定実施時期が1月中旬となったことで、その後に入札や工事を開始することとなり、年度内に事業が完了しない見込みとなったことから、令和7年度に繰り返すものです。

以上が補正予算の概要でございます。

よろしく願いいたします。

<教 育 長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長>

次の議第6号及び議第7号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第6号及び議第7号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。